



## 労働条件通知書等を必ず交付しましょう

労働基準監督署では労働者、事業主の区別なく、日々、いろいろな労働相談を受け付けています。最近の労働相談ではいわゆる「パワハラ」や「職場内のいじめ」に関するものも多いのですが、以前から変わらず、「労働条件の相違」に関するものも非常に多いです。その大半が、最初に聞いていた賃金などの労働条件が事実と相違するといふもので、たいていの場合、労働条件通知書等の労働条件内容を客観的に

証明できるものがなく、そのことが労使紛争につながっています。

労働基準法第15条第1項で「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない」と定められています。ここでいう「厚生労働省令で定める事項」、「厚生労働省令で定める方法」はいずれも労働基準法施行規則第5条で定められています。

「厚生労働省令で定める事項」とは、  
①労働契約の期間に関する事項  
②有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（有期労働契約の通算契約期間または更新回

数の上限を含む）

③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所、業務の変更の範囲を含む）

④始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期、退職に関する事項（解雇の事由を含む）

⑥無期転換申込権（※）が発生する有期労働契約の更新時における無期転換申込機会及び無期転換後の労働条件とされています。

「厚生労働省令で定める方法」とは原則として労働者に対する前記の「厚生労働省令で定める事項」が明らかとなる書面の交付と定められており、例外的に労働者が希望する場合に限っては、フ

アクションの送信、電子メール等の送信も認められています。ここでいう書面の様式は法的に定められておらず、どのような様式でも構いません。つまり、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して厚生労働省令で定める労働条件の全ての事項について原則として労働条件通知書、労働契約書の何らかの書面の交付により明示しなければならぬということ。労働条件が不明確なことによる労使紛争の未然防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

載されています。下記QRコードよりご確認ください）

新たに労働者を雇用したり、労働契約を更新したりする際には必ず、労働条件通知書の交付等をしていただくようご注意ください。

※労働契約法第18条により、通算契約期間が5年を超える場合は労働者が現在の有期契約の契約期間の満了日までに申込みをしないと、無期労働契約に転換するとされています。

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）

未だ防止の意味もあつて、このように定められています。（労働条件通知書のモデル様式は厚生労働省のホームページにも掲載されています。）



厚生労働省  
ホームページ  
「モデル労働  
条件通知書」

名北労働基準協会 関係講習のご案内

… 労働基準法 …

### 「労働実務総合研修」

（新任担当者等1日初級研修）

令和8年4月14日 9:30～16:30

労働法令の基礎を体系的に学ぶ研修で、約2時間「労働基準法」を学びます。

労働実務専門講座 基礎法令コース

### 「労働基準法研修」

（専門的知識習得の総合講座）

令和8年6月10日 9:30～16:30

労務・安全衛生の社内プロを短期間で育成する4日間の専門講座。うち1日間は、労働基準法の内容、留意点、関係書類の作成等の実務を学びます。